

(別紙) ご意見の要旨と本市の考え方

No.	ご意見の要旨	本市の考え方
1	<p>中間見直し案14ページ「老朽木造住宅の除却や建替えなどを促進」に関して、建替えばかりにとらわれなくてもいいのではないか。</p> <p>例えば、建替えをせずとも、別に仮住まいをして除却だけしておく場合、跡地は防災用地にもなり、延焼防止にもつながるのではないか。</p>	<p>・ご意見のとおり、将来的な建替えの前に老朽木造住宅の除却だけを行った場合であっても、延焼危険性の改善につながり、市街地の不燃化に有効であることから、本市では、老朽木造住宅の除却費に対する補助制度を実施しております。</p> <p>・また、除却した跡地を防災空地として活用する場合の整備費に対する補助制度も実施しております。</p>
2	<p>現行の整備プログラムの10ページには、「補助制度を利用した老朽木造住宅の除却後の跡地の約8割において、耐火性の高い建物が建築されており、老朽木造住宅の更新に効果的であった。」とあるが、中間見直し案には該当する記載がない。施策評価は重要だと考えるため、現行の整備プログラムと同様に記載してはどうか。</p>	<p>・令和3年の現行整備プログラム策定時には、補助制度を利用した老朽木造住宅の除却後の跡地において耐火性の高い建物が建築されており、除却費補助が老朽木造住宅の更新に効果的であったことから、補助制度の拡充を行いました。</p> <p>・今回の中間見直しにおいては、この間、補助制度の利用が増加し、その結果市街地の不燃化が進み、8街区における2指標の達成につながったことから、補助制度の拡充が有効であったと評価しています。</p>
3	<p>現行の整備プログラムの10ページには、「……防火規制を強化し、建替え後の建築物の約8割が耐火・準耐火建築物となっている。」とあるが、中間見直し案11ページでは「…約9割近くが…」と割合が増えている。施策評価は重要だと考えるため、中間見直し案での「約9割近く」とは、いつからいつまでの実績なのかについての記載を追加してはどうか。</p>	<p>・ご指摘の割合については、令和3年の現行整備プログラム策定以降、令和3年度で約83%、令和4年度で約85%、令和5年度で約86%、令和6年度で約87%と推移しています。今回の中間見直し案においては、直近の数値をもとに「約9割近く」と記載しています。ご意見のように、中間見直し案において一部記載を追記します。</p>
4	<p>中間見直し案14ページ「1-4 整備プログラム中間見直しの必要性」で、重点対策地区について「これまでの指標の改善状況を踏まえると、令和12年度までの目標を達成することが困難な状況であり、更に取組の強化を図る必要がある。」とされ、同16ページ「2-3 プログラムにおける取組の方向性」で、「令和12年度までの目標達成に向けて各種施策を集中的に推進する。」とされている。この必要性や方向性はそのとおりだが、今の施策メニューのままではF地区の不燃領域率を5年間で40%以上にするのは難しいと思うので、道路や公園の用地取得にかかる施策メニューを追加すべきではないか。</p>	<p>・今回の中間見直しにおいて取組の中間評価を行った結果、補助制度の拡充が、重点対策地区における不燃領域率の改善に効果的でした。</p> <p>・しかしながら、これまでの改善状況を踏まえると、令和12年度までの目標を達成することが困難な状況であり、更に取組の強化を図る必要があります。</p> <p>・そのため、F街区を含む重点対策地区において老朽住宅の除却費に対する補助率・補助限度額をさらに拡充することにより、令和12年度までの目標の達成に向け、取組を進めてまいります。</p>